

令和4年度第1回八戸市総合農政審議会議事録

日 時 令和4年11月29日(火) 15:00~16:30
場 所 八戸市庁本館3階 第1委員会室
出席委員 12名 赤澤榮治委員、石川和彦委員、加来聡伸委員、籠田悦子副会長、
澁谷長生会長、寺沢寿一委員、豊澤順造委員、松倉睦子委員、松橋剛志委員、
三浦政志委員、山内正孝委員、山道典子委員
八戸市 熊谷市長、松橋農林水産部次長兼農政課長、寺沢農林畜産課長、
野沢中央卸売市場長
事務局 久保所長、中山GL、和島GL、金澤主幹、柴田技師

●司会

それでは、ご案内申し上げました時間でございます。ただいまから、令和4年度第1回八戸市総合農政審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、八戸市農業経営振興センターの柴田と申します。よろしくお願いいたします。

本日の出席者につきましては、お手元の席図をもって、ご紹介に代えさせていただきますと存じます。なお、高野委員につきましては、本日、急遽欠席となりましたことをご報告させていただきます。

本日は14名中12名が出席しておりますので、八戸市総合農政審議会規則第5条第2項の規定により、会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは始めに、熊谷市長からご挨拶を申し上げます。

●市長

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から、市政にご理解をいただき、また、ご協力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

わが国の農業を取り巻く環境につきましては、皆さんの方が十分ご承知のことですけれども、いずれにいたしましても大きな転換期を迎えていると言ってもいいのではないかと思います。

そういう中で、八戸市の農業につきましては、食糧の供給という面と、地域の経済を回すという役割を担っております。

市といたしましては、農業の生産の拡大に向けた各種取組みを展開する等、農業振興に向けた様々な施策を講じているところでございますが、本日は、このあと、第12次八戸市農業計画につきまして、諮問を申し上げ、ご審議を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

皆様におかれましては、これまで培ってきた様々な経験を生かしながら、農政はもとより、

市勢全般にわたって、いろいろとお力添えを賜りますようお願い申し上げ、私からの冒頭のご挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

●司会

ありがとうございました。

続きまして、市長から第 12 次八戸市農業計画の策定につきまして、諮問いたします。澁谷会長はその場でお待ちください。

●市長

第 12 次八戸市農業計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

よろしくお願いいたします。

●司会

続きまして、澁谷会長からご挨拶をお願いいたします。

●会長

皆さん、どうもこんにちは。前回の会議にちょっと私、北海道新幹線が急遽雨のために運転できなくなりまして函館で足止めをくいまして、委員会に出られずに隣におられる籠田副会長に大変ご迷惑をかけてしまいました。先ほど会いましたら、「大変な目に遭いました」と言うておりました。大変だったのかなあと思っています。ただいまの市長さんからご挨拶がありましたように、今日の審議会は八戸市の農業計画について、皆さんからご意見をいただく会議でございます。

八戸市という一つの自治体の農業政策ですが、ちょっと考えてみれば大元としては国の農業政策があって、それに基づいて各全国の自治体がそれぞれいろいろな計画を作っております。しかし考えるまでもなく、その差と言いますか、自治体ごとに上手くいっているところと上手くいっていないところ、ぼちぼちのところとさまざま分かります。端的に言えば、例えばふるさと納税で 100 億も集める自治体もあれば、大して集まらない自治体もあるというくらいに、実は大元の政策はあっても、自治体の現場では大きな差になっていくのは、そこでの市の担当者なり、あるいは地元の農家の方のさまざまな努力によるその結果だというふうに思っております。

国のほうは間もなく農業の基本計画を見直すということで、作業に着手していると聞いております。一番の原因は当然ながら皆さんご承知のように、グローバル化ということよりもウクライナ問題を始めた食糧問題が大きく変動しているわけです。今ある農業の国の基本的な計画の基本的なスタンスは何かと言いますと、日本は食糧に買い負けすることはないと。金があるので好きなものは好きなように食べて、食を楽しむ。そういうような食を作れるのだ。

もう一つは、それなりの金を払えば世界中から食糧を調達できるということを前提にして作り上げられた計画なわけです。その計画がほぼ前提が崩れるという状態になった時にどうするか。まだ示されてはおりませんが、そういうことも踏まえて考えた場合、国の大元はいろんなことを考えるかもしれませんが、各自治体では国の政策が出る前にさまざまなことを考えなければなりません。皆さんも感じているとおり、農林水産業は大きな変動を迎えております。あまり関心がないかもしれませんが、水産業は大きく養殖業に転換しています。或

いは地域的に見れば、北海道は食糧基地として野菜・果物、一連の農産物の一大産地として日本の食糧を担っていくのだということで、米も、林檎も、それから野菜も、トマトも含めたさまざまな野菜基地に変貌して今います。これは市場的な変化と同時に、やはりこの温暖化の影響ということもあると思います。そういうような色々な要素を見極めながら、青森県ないし八戸では、どうしていくというのを改めて考えなければなりません、それらの問題を全てここで議論するわけにはいきませんが、日常的に皆さんが考えている、或いは実際にいろんな仕事をされている中で、こういう方向じゃないとダメなのではないかというあたりを、是非忌憚のない意見としてこの審議会に出していただき、八戸市の農業計画をできるだけ充実したものにしていただければというふうに考えているところです。

是非、この審議会ではそういうことを踏まえまして、皆さんのご意見よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わらせていただきます。

●司会

ありがとうございました。

熊谷市長につきましては、次の公務のため、ここで退席させていただきます。

●市長

はい、申し訳ございません。それではよろしくお願ひいたします。

●司会

それでは、本会議の議長は、規則第5条第1項の規定により、会長にお願ひいたします。

●会長

それでは、お手元にお配りしております次第に従い、進行いたします。

まず、第12次八戸市農業計画（案）につきまして、事務局から説明してください。

●事務局

農業経営振興センターの和島でございます。よろしくお願ひいたします。

本日のこの会議ですけれども、計画の内容についてご協議いただく場は今回で最後になります。今回の意見に基づいて、事務局で最終案を作らせていただきます。今日はそのための審議会ということでご認識いただければと思います。

それでは、資料1に基づいて、私から説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

まず、先般、この会議に先立ちまして、10月11日から18日の期間で、各委員の皆様と意見交換を実施させていただきました。皆様にはお忙しい中ご対応をいただき、ありがとうございました。ここで御礼を申し上げます。

お手元の計画（案）は、その際にいただいたご意見をもとに、字句の修正や文章の追加等をしたものとなります。

また、現計画である第11次計画から、大きな変更となる箇所については、赤字にて記載をさせていただきます。

本日はこの変更箇所を中心に説明をさせていただきます。

まず始めに、表紙の裏面をご覧くださいと存じます。

目次になりますが、改めて計画の構成でございます。「第1 計画策定にあたって」、「第

2 市の特色」、「第3 農業の概要」、「第4 課題」、「第5 年間農業所得の目標及び農業経営の指標」、「第6 目標達成のために講ずる施策の基本方向」、「第7 地区別振興方向」の7つの項目によって構成されてございます。

このうち、第1から第3については昨年度の第1回会議で、第7については昨年度の第2回会議でご審議いただいたところであり、第4から第6については先般の意見交換にてご意見を伺ったところでございます。

構成のうち、大きな変更点としては、第6の「8 グローバル化への対応」でございますが、これは、第11次計画において、中項目として記載があったものを、第12次計画においては、国・県の動向や重要性を踏まえ、8番目の大項目として記載することとしたものでございます。

次に、1ページをご覧ください。

「第1 計画策定にあたって」の「1 策定の趣旨」でございますが、変更点としましては、近年の動きとしまして、AIやIoT等の技術革新と持続可能な開発目標（SDGs）に関する記載を加え、また、国の政策に関するものとして、「農業経営基盤強化促進法」の改正、「みどりの食料システム戦略」、「農業DX構想」の記載を追加しております。

次に、2ページをご覧ください。

「2 計画の位置づけ」については、大きな変更点はございません。

「3 計画期間」については、参考の下の赤字部分に記載がございしますが、本来、第11次計画が昨年度の令和4年3月で終了となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各委員との調整や会議の開催ができない状況となったため、1年間の延長をさせていただきました。

よって、第12次計画の計画期間については、令和5年4月から令和10年3月までの5年間でさせていただきます。

次に、3ページをご覧ください。

「4 地域区分」については、変更点はなく、旧市町村区分に準拠して、市域を記載の11地区に区分しております。

次に、4ページをご覧ください。

「5 計画の推進体制」についても、大きな変更点はなく、毎年度、計画に記載した事業の実施状況を当会議にて報告するとともに、必要に応じて事業の見直しを行うこととしております。

次に、5ページをご覧ください。

「第2 市の特色」でございますが、「1 地理的特色」、「2 社会的特色」とともに、大きな変更点はございません。当市の人口については、第11次計画時に約25万人であったものが、現在約22万人と減少傾向が続いている状況でございます。

次に、6ページをご覧ください。

「3 経済的特色」でございますが、令和2年国勢調査結果より、産業別就業人口等の数値を変更しております。

また、「(1) 農林水産業」については、委員から、林業に関する記載を入れてはどうかと

の意見があったことから、赤字部分の記載を追加しております。

「(2) 工業」及び、次ページの、「(3) 商業」、「(4) 観光産業」については、大きな変更点はございません。

次に、8ページをご覧ください。

このページから、15ページまでは、「第3 農業の概要」として、農業に関する各データが記載されております。

こちらは、数値を直近の数値に変更したものでございますが、昨年の会議にて説明させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、16ページをご覧ください。

「第4 課題」でございまして、赤字部分となりますが、「近年の自然災害、野生鳥獣害、家畜疾病等の被害」及び「新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威への対応」に関する文言を追加しております。

次に、17ページをご覧ください。

「第5 年間農業所得の目標及び農業経営の指標」でございまして、こちらも昨年の第2回会議にてご審議いただいている内容でございます。県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更を受けて、当市においても農業所得の目標と、そのモデルを変更したものでございます。

農業所得の目標においては、年間530万円としておりましたものを、年間570万円に見直しております。

この目標値の見直しを受けて、モデル1から、次ページにわたり、モデル2、モデル3とありますが、こちらの数値も見直してございます。

なお、モデル1は市川地区を、モデル2は館地区を、モデル3は上長・豊崎地区を想定したものでございます。

次に、19ページをご覧ください。

「第6 目標達成のために講ずる施策の基本方向」でございまして、構成の変更点としては、「4 持続的な農業生産環境の整備」に「(3) スマート農業の推進」、「(4) 環境にやさしい農業の推進」を追加したこと、また、繰り返しになりますが、「グローバル化への対応」を8番目の大項目としたこととなります。

次に、20ページをご覧ください。

「1 魅力ある多様な農業経営体の育成」でございまして、構成は、中項目として、「(1) 経営感覚に優れた多様な農業経営体の育成」、「(2) 集落営農及び法人化の促進」、小項目として、(1)に「①地域農業の担い手の中心となる家族農業者の育成」、「②新規就農者の育成」、「③農業による起業者の育成」、「④他産業からの新規参入の促進」としております。

変更点としては、21ページになりますが、「④他産業からの新規参入の促進」に、赤字部分「また、農福連携による障がい者等の就労を促進するため、農業側と福祉側のニーズをつなぐマッチングの仕組みづくりや、障がい者等が働きやすい環境の整備、農業参入を目指す福祉事業者等へのサポート体制の構築に取り組みます。」を追加しております。

農福連携については、委員数名より「前向きに進めてほしい」との意見がございましたが、一方で、「障がい者等の就業環境の改善や、マッチング後にもサポートが必要」と様々なご意見をいただきましたので、それらのご意見を踏まえた内容としてございます。

下の表の「主な事業」のうち、「農業経営者の育成に関する協定」に基づく農業者育成支援については、委員より「具体的内容が見えない」との意見があったことから、赤字部分になりますけれども、過去実施しました講習会、今年度実施している未利用農作物に関する合同研究及び試験販売等の具体的な内容を追加してございます。

次に、22 ページをご覧ください。

表の一番上になります、「地域計画の策定・更新」については、地域ごとに地域の担い手・農地の将来像を定めるものでございまして、以前は、経営再開マスタープランという名称でございましたが、「農業経営基盤強化促進法」の改正により、「地域計画」という名称に変わったものでございます。

この改正では、新たに地域の「目標地図」の作成が求められております。また、策定期間を来年度の令和5年度から令和6年度までの2年間とされておりますので、今年度より準備を始め、来年度からは地域での話し合い等を順次進める予定としてございます。

次の「新規就農者育成総合対策等」については、国の支援制度が今年度より見直しされたことに伴い、記載内容を変更したものでございます。

その他、委員からのご意見としましては、記載内容に変更はございませんが、21 ページの「(2) 集落営農及び法人化の促進」に関して、「すべて法人化することが正しいのではなく、メリット・デメリットを見定めた上で進めるべき」という意見をいただいております。

次に、23 ページをご覧ください。

「2 地域特性を生かした八戸農業の推進」でございしますが、構成としましては、中項目として、「(1) 地域特性を生かした農業生産の促進」、「(2) 販売を基点とした農業生産の促進」、小項目として、(1)に「①水稲」、「②野菜」、「③果樹」、「④花き」、「⑤畑作物・特用作物」としております。

変更点としては、24 ページになりますが、「主な事業」のうち、「環境保全型農業普及促進事業」につきまして、国の支援制度に合わせ、事業概要を変更してございます。

次に、25 ページになりますが、「南郷新規作物研究事業」につきまして、赤字部分になりますが、八戸ワイン産業創出プロジェクトに関する記載を追加しております。

八戸ワイン産業創出プロジェクトについては、今年度で9年目を迎えますが、委員数名より成功するよう適切に取り組んでほしいとのご意見がございましたので、記載のほうを追加させていただきました。

次に、26 ページをご覧ください。

こちらは、農業経営振興センター内ほ場で実施する栽培調査の内容となります。

次に、27 ページをご覧ください。

「3 発信型農業の促進」でございしますが、構成としましては、中項目として、「(1) 八戸農業のブランド力の創出」、「(2) グリーン・ツーリズムの促進」、「(3) 地産地消の促進」、「(4) 旬産旬消の促進」、「(5) 食育の推進」としております。

委員からのご意見として、「八戸ワインのPRをもっと積極的かつ効果的に行ってほしい」との意見をいただいておりますので、八戸ワインに関する記載を追加してございます。

また、「ピーマン」については、委員より「市内での生産量が増えてきているので追加してはどうか」とのご意見がございまして、将来性も見込めることから、今回追加をしております。

その他、委員からのご意見としましては、記載内容に変更はございませんが、「当市は多品目栽培が多いということで、そこが観光面での強みになるのではないか」、「学校給食に関して、まだ使用率が低いことから、教育委員会と連携して取り組んでほしい」、「市民の農業離れが進んでいると感じており、子どもの農業体験の機会をもっと増やすべき」という意見をいただいております。

次に、30 ページをご覧ください。

「4 持続的な農業生産環境の整備」でございしますが、構成としましては、中項目として、「(1) 農業生産を支える基盤の管理」、「(2) 農地利用集積の促進」、「(3) スマート農業の推進」、「(4) 環境にやさしい農業の推進」、「(5) 農業関係団体との連携の強化」とし、このうち、(3) 及び(4) は新たに追加したものでございます。

まず、(1) と(2) につきましては農地に関する記載となっておりまして、特に変更はございません。

「(3) スマート農業の推進」については、委員数名より、「当市に合ったスマート農業が何かを考える必要があること」、また、「農業経営振興センターの役割を検討すべき」とのご意見をいただいております。

それらのご意見を踏まえ、記載内容としては、赤字の部分になりますが、「AI、IoT等の先進技術を活用した「スマート農業」を実現するため、当市の生産環境に合った「スマート農業」の研究や実証試験、周知等を行うとともに、先進技術の導入による農業者の省力化や生産性向上等に向けた取組を支援し、農業生産環境の改善を図ります。」としております。

主な事業としては、「スマート農業導入支援事業」を追加しております。

「(4) 環境にやさしい農業の推進」については、各委員とも記載内容についてのご意見はございませんが、重要になってくるとのご意見が皆さん共通してございました。

記載内容としては、赤字でございしますが、「環境保全型農業に取り組む農業者に対する支援を行うとともに、環境保全効果の高い営農活動の普及促進を図り、環境負荷の少ない農業社会づくりを推進します。」としてございます。

右側 31 ページに主な事業として、「環境保全型農業普及促進事業」、「農業用プラスチック処理対策事業」、「耕畜連携推進事業パートナー制度」、「農業経営者の育成に関する協定」に基づく農業者育成支援」を追加してございます。

その他変更点として、31 ページの上から4つ目「農地中間管理事業」でございしますが、国の制度見直しにより、個人の取組ではなく、地域での取組に対して支援する制度となったことから、記載内容を変更したものでございます。

次に、32 ページをご覧ください。

「5 地域特性を生かした畜産業の振興」でございますが、構成としましては、中項目として、「(1) 畜産業の振興のための環境整備」、「(2) 耕畜連携の促進」としまして、記載内容に大きな変更点はございません。

委員からのご意見としましては、記載内容に変更はございませんが、「耕畜連携の重要性が高まっていくことから、例えば、鶏糞のペレット化等、農家が使いやすくなるための研究にも取り組んでほしい」というご意見をいただいております。

次に、33 ページをご覧ください。

「6 森林環境の整備」でございますが、構成としましては、中項目として、「(1) 森林環境整備の促進」、「(2) 市民と森林のふれあいの場の提供」、「(3) 公共建築物等における木材利用の促進」とし、記載内容に大きな変更はございません。

主な事業としては、継続事業になりますが、「森林経営管理事業」の記載を追加しております。

委員からのご意見としましては、「森林とのふれあいについて需要が高まっていると感じており、今後、不習岳以外の場所での取組も検討してはどうか」という意見をいただいております。

次に、34 ページをご覧ください。

「7 地域資源の活用による可能性の追求」でございますが、構成としましては、中項目として、「(1) 他産業との連携促進」、「(2) 6次産業化の促進」、「(3) 域内消費の拡大」としております。

「(1) 他産業との連携促進」では、農福連携に関する記載を新たに追加し、記載内容としては、「また、農福連携によって、農業側と福祉側の双方の課題を解決し、相乗効果による新たな価値の創出に取り組みます。」としております。

「(3) 域内消費の拡大」では、八戸学院大学等教育機関と連携に関する記載を新たに追加し、記載内容としては、「また、八戸学院大学等の教育機関と連携し、地域資源の新たな価値の創出及び域内消費の拡大に向けた研究を行います。」としております。

合わせて、主な事業の方にも、事業名を追加しております。

委員からのご意見としましては、「八戸高専との農業機械に関する研究等にも取り組んではどうか」、「八戸学院大学にはデザインに特化した学部もあることから、連携して観光面に生かしてはどうか」、「水産業では魚不足により倉庫が余っているため、水産業との連携により、食品関連企業の誘致も含め、水産施設の活用に取り組んではどうか」という意見をいただいております。

次に、35 ページをご覧ください。

「8 グローバル化への対応」でございますが、構成は、中項目として、「(1) グローバルGAP等認証の取得促進」、「(2) 海外販路拡大への支援」としております。

「(1) グローバルGAP等認証の取得促進」では、委員より「具体的な品目を記載してはどうか」とのご意見があったことから、ブランド化を推進する品目として想定している「八戸いちご」、「ミニトマト」、「ピーマン」を記載してございます。

「(2) 海外販路拡大への支援」では、先般、新聞等で取り上げられましたが、八戸ワイ

ンの海外への初輸出が実現し、まずは、カンボジア向けでございましたが、今後、他の国への輸出も想定されているところであります。

そこで、八戸ワインに関する記載を新たに追加してございます。

合わせて、主な事業にも、「南郷新規作物研究事業」を追加しております。

その他、委員からのご意見としましては、「水産業のほうでは、輸出ルートが完成している。八戸の強みとしてそういうルートを生かした輸出展開も検討してはどうか」というご意見をいただいております。

以上が、「第6 目標達成のために講ずる施策の基本方向」となりますが、記載内容に変更不要の箇所において、各委員からいただいたご意見については、今後の事業実施の際に参考とさせていただきますながら、進めて参りたいと存じます。

次に、36 ページをご覧ください。

ここから、最後 79 ページまでは、「第7 地区別振興方向」となります。

11 地区ごとの、関係集落名、農業構造、立地条件及び農業生産の特色、等が記載されております。こちらについては、昨年度の第2回会議において説明させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で、長くなりましたが資料1の説明を終わります。ありがとうございました。

●会長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました、第12次八戸市農業計画案につきまして、是非皆さんのほうからご意見・ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。特にどこからということではなくて、それぞれ各委員の気が付いたところ、あるいは意見を述べたいというところで構いませんので、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

●委員

お隣に東北農政局の方がいらっしゃるので言いますけども、「みどりの食料システム戦略」ということで2050年に有機農業を25%まで拡大するというので、私も取り組んでいる一人として非常にありがたく思っています。

私はいろいろやって色々問題があって、まず大豆ですけど、大豆は非常に除草に手間がかかって上手くいかないのです。収穫すると終了後すぐないしその後埃が立って汚損粒ということで全部規格外になっていました。規格外になるということは、経営所得安定化対策の助成を受けられない。ただ、規格外の大豆は商品力がないかというと、ちゃんとそれはキロ300円以上で売れるのです。普通の慣行運用の一等よりも高い値段だと思います。ということは同じ土俵で評価するというのは間違っているのではないかと。有機は有機の除草剤を使えないということで、非常に我々農家にとって負荷が大きい。その中でやっているということで、そこはやはり評価を有機は有機の評価方法、きちんとした商品を作っているということの評価してもらいたいと思っています。

もう一つ、田んぼのことなのですが、田んぼもやっているとあれなかったのだけど、大分とれるようになってきて、今度販売するために精米所を見つけられないです。有機

JAS 対応の精米所です。普通の精米所に持っていくと、混粒ということでそれは売れないのです。だから、きちんとそういう有機 JAS の米だけをやるような精米所がないと、それは全体として生産が上がっていかないということです。これが非常に困ってしまっていて、もし本当に 2050 年までやっていくというのは、そういう細かいところをどんどん潰していかなければいけないのではないかと。やれるように色んな人が参加できるようにしていかなきゃならないと思っています。

もう一つついでに、環境保全型農業、これを農水省の課長さんが喋っているのをネットで見たのですが、これは非常に手間暇かかっているのを皆さんにやっていただくために、10 アールあたり 12,000 円出してやっていただくというので、黙っていてももらえらると思っていいたら、全くそうじゃないです。色々問題があって、あれは売らなければいけない、これはやらなきゃいけない。年々厳しくなってくるのです。びっくりしたのは窒素分もそこに投入しなきゃいけないという項目もあって、窒素投入することによって地下水の汚染というのが回りまわって、我々の生活を脅かしているという面があって、我々自然栽培系なので、それも非常にあまりアレルギーというか、そういうものをやらないという方向で、それが環境負荷の少ない農業だと私たちは思っています。ところが、やはり有機という一括りの中でやると、自然栽培も勝手に盛り上がりうちらを一括りにするというのが、ちょっと私こども無理があって、本当の環境の負荷の少ない農業というのはどういうことなのかという、そこも議論してそれを続けてもらわないと困っている。私は困っています。以上です。

●会長

はい、ありがとうございます。たまたま隣に農水の方がおられたのでということ以上に、日常的に色々な問題・関心を持って進めておられる。やはり制度的な面での使いやすさとか、農業のしやすさというものがないと、実は普及しません。そういう意味では、八戸市が環境保全型農業というものを推進するのであれば、市として一生懸命やると同時に、やはり制度的なことについて国への要求とか修正とか、そういうことにも取り組むというような趣旨で、今の話受け止めましたが、そんなことでしょうか。

●委員

はい、そうです。

●会長

はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

●委員

よろしいですか。

●会長

どうぞ。

●委員

直接関係あるかどうかかわからないのですが、現在の状況を見ますと、とりあえず自給飼料がかなり足りない。もうこれからウクライナ問題が若干落ちついてきたとしても、これは中国の問題とか、色んな国際グローバルな影響が大きいので、やはり自給作物、自給飼料、家畜で言えば自給飼料、人のほうで言えば、今の会長さんのお話にもありましたけども、やは

り日本で出来るだけ自給率の向上をしていかなきゃならない。それは各市町村単位でも同じだと思うので。しかも、東北内でこの地域でしたら、自給率をかなり上げることが可能な地域だと。東京とか大阪は別として、そういうふうな地域とすればその辺のことも少し今後考えていかなきゃならないのではないのかなというふうに今、飼料コンビナートがらみで、皆で一応そちらのほうに頼っているような状況ですけども、今後はやはりこの耕作放棄地とかいろいろな状況を考えますと、国でも自給飼料の為には一生懸命テコ入れというか、して下さって、それをやっていくことによって、またその地域の農地の活用もできてくるというふうなことが可能になってくると思うのです。

それと今、現在で畜産なりそういうのに使われているというのは、稲わらはかなり活用されています。ただまだ量が足りない。これはもう少し有効活用できる、これも国のほうで今一生懸命、もう少し助成金も出して頑張れというようなこともやってくださっています。これは、津軽のほうで、昔は、今もまだありますけど、焼いてしまって公害になりましたですよ。それでも今、マッチングがだいぶ出来て、結構県南のほうなり県外にまで良いわらが飼料としても流通している。これをもう少し、この県南地域でも対応できるのではないかなというふうなことも考えていったら、それこそ無駄なく環境にも良い形で、更に進めることが出来るのではないのかなというふうに思いました。

それと、これが進んでいく間になってから出てくる問題だとは思いますが、獣害、鳥獣害、これがもう全国的にかなりの被害を与えている。猪、鹿がもうかなりトップ2ですけども、それ以外でも、この間熊でまた人が亡くなったようです。北海道あたりは牧草地をアライグマが荒らしてとてもじゃないけども使いものにならないというふうな、それが起きてしまってからではなかなか難しいので、今からその対策的なことも視野に入れて進めていっていただかないと、折角いいのを作りました、けども出来た時は獣害で駄目だったというふうな。特にこれから過疎の地域が多くなりますし、少子化でありますし、高齢化してくる。そうすると、どうして起こった、動物のほうがはびこってくるというふうなことも念頭に置いて進めていくことが必要ではないのかなというふうに思っていました。以上です。意見として受け止めていただければと思います。

●会長

はい、ありがとうございました。

ちょっと今のお話に関わって事務局から、ちょっとお話を伺いたいのですが、鳥獣につきまして、屠殺解体処理というものはどういう全国的な規制があるのか、都道府県で決まっているのか、自治体で勝手に決めていいのか、その辺の法的なことについてはどんな具合になっているのでしょうか。

●事務局

はい。そうですね。有害鳥獣ですね。まず鹿とか猪とかそういうのであれば、まず見つけてもし捕まえることができれば、まずそういうのは有害だということで、捕殺の対象になりますが、そういうのはハクビシンとか、そういうのも対象になります。ただ、まず対象はそういうのであって、例えば、あとカラスとか対象になってきますけども。

●会長

それは、解体処理とか加工とか、そういうことについてはどんなふうになっているのですか。

●事務局

その辺については、基本的には捕殺したものは動物死体焼却場で焼却処分となります。

●会長

それは、どこでの規則なのですか。

●事務局

規則というか、まず捕まえて捕殺したものは普通のごみ扱いになります。

●会長

それは青森県で決まっていることなのですか。と言いますのは、例えば鹿を捕殺した、岩手県は屠殺場がないので、基本的に岩手県の場合は北海道に持って行って解体処理しなきゃならない。ところが、北海道は市町村別にその獲った人が解体処理していいとか、いろいろと規則が違うように思っていたのですが、青森県はどうなっているのでしょうかという単純な質問です。

●事務局

はい。県という単位ではちょっとわかりませんが、市であれば、八戸市であれば猟友会の方が捕殺したものは解体しております。鹿専用のそういう解体場があるというわけではありませんので。

●会長

そういう意味では各県が今独自にやっているんだ。

●事務局

そうですね。ただ、それほどの個体数が発生するわけではないので、それを捕まえる、捕まえられる。

●会長

今なんかジビエとか色んな活用方法があるので、ちょっとそれにかかわって聞いてみたんですけども。

●委員

ちょっといいですか。

●会長

どうぞ。

●委員

私が聞いたのは、自分で獲って自分で食べる分には問題ないと。ただ一般流通にするのは屠殺場に持ち込まなきゃいけない、一時間以内に持ち込まなきゃいけないという話を聞いていて。だから、この辺では一般流通に乗せられないという話を聞いていました。

●会長

なるほど。

●委員

すみません。補足の方。

●委員

はい。

●委員

いわゆる、屠畜場と一般的にいわれる施設は、家畜以外のものは屠畜出来ない状況になっています。これは法律で定まっている。ですから、一般的にいわれるジビエとかされている、処理されているところについては、屠畜場以外の解体処理施設ということで、民間の方が独自に国の費用を使ったりだとか、独自の制度とか、独自に施設を整理して食用に耐えられるようなものを行っている事例がございます。

県内ですと、西目屋村のほうで熊とかの場合を想定してそういう施設を、事業を使って整備したというような記憶がございます。なので、屠場、屠場と言われるとあれなので、屠畜場についてはいわゆる一般的に家畜、牛だとか、豚、馬みたいなものを屠畜する、専用施設などで。それ以外のジビエとかは民間のほうの形でやられている。それは、衛生的に管理されたところでちゃんと整備してくださいよということでの制約はかかりますけども。そういった状況です。

●会長

わかりました。大変理解が深まりました。ありがとうございました。他にご意見等ありましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

私のほうから一つ、せっかく委員で八戸学院大学の先生がいらっしゃっていますので、ちょっとお聞きしたいのですが、

●委員

はい。

●会長

この計画の中に八戸学院大学といろいろな連携をして、講演会とかいろんな研究を進めたいというようなことで記載されておまして、八戸市としては期待が大きいのですが、実際に大学におられる立場でいうと、期待が大きい割にはあまりなかなか対応できないとか、あるいはもっといろんなことが出来るのだとか、実際にやってみて、いろんな課題なりあるいはこういうふうにしたほうがもっと良いとかそんなようなことがあれば、ちょっと教えていただければ大変ありがたいのですが、いかがでしょうか。

●委員

はい、いっぱいいろいろな箇所に八戸学院大学の名前が出てきてはいるのですが、八戸学院大学に所属している立場から言いますと、まず全体的な事業の話が私個人に下りてこないというのがありまして、全体把握がなかなかできておりません。どこの先生にどのような対応をとっているのかということで、情報がなかなか共有されていないので、色んな箇所が出てきているのに正直改めてびっくりするというのが本音です。その年々でやっていることとやっていないことがあると思うのですが、数年前には経営者育成という形で夜中にナイトセミナーと称しまして、経営企業家養成の立場から農業経営者に対する講演を行ったり、

あるいは今現在やっているものとしては、食品ロスの問題を農家さんあるいは地域の飲食店の方とかと協力して、利活用だとかをやる。つまりできる範囲でその年々で対応を変えているというのが正直な対応じゃないかなと思っております。あと何か付け足すことはありますか。全体把握として、私はわかんないですけど。

●事務局

協定をまず結ばさせていただいて、その中でやれることからやってこうと最初の講習会をやったりとかして、講師、先生として来ていただいて。ちょっとやれない時もあったんですけど、今年はまだ改めてやらせて、来年何やろうかというのはまだ決まってないんですけども。いっぱい名前出てくるんですけど、そこまでまだ実は接点が出来てないのが実情かなとは思っているんですけども。今後、いろいろもっと、色んな研究と一緒にしていくっていう意味で計画に記載させていただいていました。

●会長

わかりました。まず体制として、やはり先程事務局から説明がありましたけども、八戸学院大学以外の教育機関として八戸工大もありますし、幾つか大学があるとは思っているんですけど。そういうところとどういうふうにつき合うのかということについて、やはり一つの担当部だけじゃなくて、簡単に言えば市長と学長レベルできちんと合意して、更にその上でどういうことをやってもらおうとするのか、どういうプランを持つのかとか、その辺をきちんと決めていただきたいというのが一つ。今お話を伺いまして、担当部署の誰々さんをお願いしますというのでは発展しませんし、教員も片手間ではかやれませんし、なかなか難しいところがあると思うんですね。ですから、そういう教育研究機関といろいろな産業的な面で、この連携しようとする体制とその内容について、もっと詰めた方法なり具体的な中身について検討するようなことをもう少し強く打ち出してもいいんじゃないかというように、ちょっと他の大学も連携したらどうだろうかというような意見が出ましたというのであれば尚更のこと、八戸市内に限ることはないのですが、差し当たり八戸市内の教育研究機関と連携するようなことをもっと大きく打ち出して、限定せずにいろんなことをやってもらうとか、そのようなことも考えたらどうかなっていうのも、ちょっと考えてみましたけど。ここは事務局のほうで少し検討していただければ、大変ありがたいです。

●委員

そうですね。

●委員

今のことについていかがですか

●事務局

市内4つの高等教育機関で八戸学院大学含めて、市としてはその政策部の中で連携先として4つの大学を含めて連携している枠組みがあるので、そのぶら下がりでも農業もやらされているようなテーマとして提案していった流れができると思うので。そこに高専さんだったりも含んでいければいいかなと思っております。はい、すみません。

●会長

もし、ご意見があれば。

●委員

その話ではなくて、少し前の話で、大変恐縮ですが。

●会長

では、今の話はそういうことで検討します。

●委員

食糧自給率のことについて、少し国のほうからコメントを差し上げたいと思っております。やはり我が国は大変農業政策のほうは、米のほうが流通開発とか、商用化のほうが進みまして、やはり皆様ご存じの通り、少子高齢化が進みまして、毎年 10 万トンほど減少しております。一方で、やはり農業者様のほうは高齢化で、機械化が進んでいる米作りのほうにやはり偏っているということで、何としてもマッチングのバランスを取るために、委員のご指摘のとおり、主要作物のほうに政策を、食糧力、自給力を上げるというようなことで今進めております。今日は、八戸の飼料会社様のほうに少しお伺いしまして、農水省は今までは生産振興のほうが得意なのですけれども、出口のほうが大変弱くございまして、主要米を作っていただいてどのくらいの評価なのか。今後、生産現場でお作りになって本当に大丈夫なのか。畜産業者様の反応はどういうものかということをお聞きして、そういったものを生産者側のほうにもお流ししたいと考えております。

私どもは独自なのですけれども、農家様、あと飼料会社様、加工業者様、あと出口の畜産業者様とのざっくばらんな、こういう堅苦しいのではなく、メーカーから見た飼料米ってこういうのが欲しいよねと。生産現場はどういうのが、畜産業者さんはどういうのが本当に欲しいのといった、そういった話し合いをしたいというふうに考えております。そこは、やはり青森県の中でしっかり回せるように作っていただいて、無駄とかそういったものが無いように一応頑張っているところでございますので、引き続きご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

あと、経営所得安定対策という法律がございまして、それが出来てだいぶ経つのですが、そこは、経営をしっかりと支えていくといった制度でございまして、その当時、やはり品質の良い農産物を作っていただくということで、一等・二等・三等と米で言いますと、大豆も等級がございまして、それによって努力したら補助金をいっぱい出そうというそういった昔の基準がございまして、有機で作られれば規格になかなか入りませんので、そういった物がやっぱり補助の対象から漏れるといったところが現状と、今後 2050 年までの見取り政策とはちょっとマッチングしてないのかなというふうなことで、国としてはそこも考えております。ただ、いきなり有機というふうなことで、目標のほうは 100 万 ha というふうなことで、ちょっとキャッチフレーズ、インパクトがあったわけですが、まずは減農薬、減化学から取り組んでいただくというのが重要なことというふうに考えております。

あと、当然作っていただいてもコストが高くて、それを価格のほうに乗せて販売しなきゃ生産としては成り立たないと思います。そこを如何に消費していただくのかということが問題になってきます。国では、現在学校とか、会社、加工場といったところで、出口対策ですね。有機を作っていただいて、生産していただいたものをちゃんと消費していただくという

ところに力を入れて進んでおります。来年の1月21日には、八戸学院大学の生徒様を対象に、その出口対策の意見交換を開催させていただきながら、うちのほうのみどり戦略を国民全体のものにしていくように今活動しております。あと12月21日ですと、名久井高校のほうでも私ども職員が出て、そのみどり政策のほうの理解というのを、出口対策、当然2050年ですので、今の学生さんたちがちょうど大人になって、経済力を持って食料をお買いになるという年代ですので、そういったスパンで考えて物事を進めていただいているところでございます。ちょうどそんなところで、情報提供というようなところでございます。

●会長

はい、ありがとうございました。他に皆さんのほうから、いかがでしょうか。

●委員

はい。

●会長

どうぞ、お願いします。

●委員

よろしく願いいたします。

●会長

はい。

●委員

先ほどわらのご意見というかご提案がございましたけれども、私も去年から始めまして、まだ農業と言えるものではないのですが、畑をやり始めまして、マルチというプラスチックとか使っておりますので、稲わらですか、わらを使って、そうすると自然に返るものですので、マルチをプラスチックが脱炭素ということで、わらに切り替えることも考えられるなど思っておりました。

あと、今非常に考えられないようなことが世の中に起こってきているのですけれども、原因と結果があって、人間のエゴのもとに生きてきたので、やはり自然界に影響を及ぼしているというか、やはり人間が意識を変える今転換点だと今思っております。人間の命も動物の命も、命は等しく同じものですので、人間の何と言いますか、人間の不都合によって、動物を屠殺してもいいという考えには及ばないというところが私の中にあります。では、どうするのかということなのですが、やはり大元は地球の、私たちは地球があって、生活、命をいただいて生かされておりますので、地球のためになるようなこととなると、青森県は本当に自然が多くて美しいところなので、すみません、思い切って言わせていただくのですが、青森県は自然栽培、全地域で自然栽培、そうすると子供たちも農薬というのですか、化学肥料とかそういう汚染のない場所で畑とか土とか、自然に触れることが安心して、親御さんも安心していられると思っておりますので、青森県はもう自然栽培をやるということで、私は進めて行ったらよろしいんじゃないでしょうかと思っております。

●澁谷会長

はい、よろしいですか

●委員

はい。

●会長

ありがとうございました。

大事な視点だと思いました。こういう審議会で、なかなか発言しづらいかもしれない。大事な意見を言っていただきました。ありがとうございました。

●委員

ありがとうございます。

●会長

他にはいかがでしょうか。皆さんの意見と言いますか、各委員のところを事務局が訪ねて、いろんな意見を聴取して、この計画に反映させているということは聞いておりました。それから、それも踏まえて今日の案が出てきていると思いますので、一応皆さん確認されていることなのかなというふうに理解しておりましたが、もし無ければこの計画については、皆さんの意見を踏まえて、ちょっと私もそこに付け足的に言いましたけども、その点を含めて、少し修正していただくというようなことがあれば、そういうふうなことにさせていただきたいと思います。

それで、一番最初に事務局から今日の審議会がこの計画を作る上では、皆さんの意見を聴取する最後の会議であるというふうな説明がありました。ただ修正した内容につきまして、確認してそれで良いということについて、何らかの意思表示をしなければなりませんので、その修正した内容について妥当な修正かどうかにつきましては、会長である私と副会長の籠田副会長に一任していただくということによろしいでしょうか。

●委員

はい。

●会長

では、そういうことで進めさせていただきます。これからのこの計画書はこれで完成というわけにはいきませんので、パブリックコメントとか答申とか、いくつかの用事がありますけども、一応、今日のお話も踏まえて修正した内容について確認していきたいということで進めて行きたいと思います。

それでは続きまして、令和3年度事業報告、令和4年度事業について、合わせて事務局から説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

●事務局

こちら私、和島よりご説明させていただきます。

本来この案件は、年度当初に会議を開催し報告している案件でございますが、このタイミングとなりまして申し訳ございません。

それでは、資料2からご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

ここから、2ページまでは、現計画である第11次農業計画の概要となっております、ここでの説明は省略させていただきます。

具体的事業内容としましては、3ページからとなります。

主な事業につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、「1 魅力ある農業経営体の育成」の項目でございますが、事業の主なものにつきましては、5ページをご覧ください。

1番下の段の担い手育成総合支援事業は、八戸地域担い手育成総合支援協議会に対する補助で、新たな農業経営指標作成の周知及び個別相談会の実施等に要する経費で、決算額は15万5千円でございます。

次に、6ページをご覧ください。

地域農業経営再開復興支援事業は、新規就農者11経営体に対する農業次世代人材投資資金の交付に要する経費が主な経費で、決算額は1,592万1千円でございます。

続きまして、農業経営基盤強化資金利子補給補助金は、農業経営改善に必要な融資に対する利子補給で、決算額は1万5千円でございます。

次に、7ページをご覧ください。

「2 地域特性を生かした八戸農業の推進」の項目でございますが、事業の主なものにつきましては、9ページをご覧ください。

農業新ブランド育成事業は、「Let's eat 八戸いちご親子スイーツづくり体験会」の開催、「八戸いちごマルシェ」の開催、「八戸伝統野菜“糠塚きゅうり”をつかった子ども料理教室」の開催に要する経費で、決算額は124万2千円でございます。

続きまして、環境保全型農業普及促進事業は、環境保全型農業直接支援対策交付金の交付に要する経費で、決算額は476万4千円でございます。

続きまして、経営所得安定対策直接支払推進事業は、経営所得安定対策の普及・推進に要する経費で、決算額は616万2千円でございます。

次に、10ページをご覧ください。

特産果樹産地育成ブランド確立事業補助金は、雨よけハウスの整備に対する補助で、決算額は11万円でございます。

続きまして、葉たばこ振興対策事業補助金は、日本たばこ産業株式会社の補助事業の補助残に対する補助、集団利用機械の導入に対する補助及び土壌消毒剤の購入に対する補助で、決算額は80万1千円でございます。

続きまして、特産そば産地形成奨励金補助金は、そばのコンバインによる刈り取りに対する補助で、決算額は498万4千円でございます。

次に、11ページをご覧ください。

南郷新規作物研究事業は、ワイン産業創出支援事業によるワイン用ぶどう苗の購入に対する補助金、ワイン用ぶどう雨よけ施設整備に対する補助金、ワイナリーの醸造設備の購入に対する補助金、その他ワインに関するセミナー等の開催、並びに、株式会社ツムラとの薬用作物に関する共同研究の実施に要する経費で、決算額は1,096万9千円でございます。

続きまして、耕畜連携推進事業パートナー制度でございますが、家畜排せつ物を利用した、たい肥・肥料等の施用・管理方法に関する調査・研究を畜産業経営体と農業経営振興センターが共同で実施したものでございます。

次に、12 ページをご覧ください。

土壌分析・改良事業は、農地土壌の分析及び土壌改良に関する支援のための経費、そして、植物組織培養事業は、農業経営振興センター内で利用するウイルスフリー苗の育成に要する経費で、決算額は、合せて 48 万 9 千円でございます。

続きまして、野菜・花きの生産振興に関する調査事業は、市内で産地が形成されてございますいちご、ミニトマト、ねぎ、ピーマン等の栽培上の課題に対する調査の実施に要する経費でございます。13 ページにわたりますが、決算額は 390 万 2 千円でございます。

次に、14 ページをご覧ください。

「3 発信型農業の促進」の項目でございます。主な事業は 15 ページとなります。

まず、農業新ブランド育成事業でございますが、先の項目に記載されており再掲となりますので、ここでは割愛させていただきます。

続きまして、2つ下の観光農園振興事業は、観光農園のPRやイベント等の開催に要する経費に対する補助で、決算額は 30 万円でございます。

次に、16 ページをご覧ください。

市民農園事業は、農業に対する理解を深めてもらうことを目的に農業経営振興センター内に開設しているもので、決算額は 52 万 3 千円でございます。

次に、17 ページをご覧ください。

「4 他産業との連携による新たな価値の創出」の項目でございますが、事業の主なものにつきましては、農業新ブランド育成事業になり、再掲のため、ここでは割愛させていただきます。

次に、18 ページをご覧ください。

「5 持続的な農業生産環境の整備」でございますが、事業の主なものにつきましては、19 ページをご覧ください。

中山間地域等直接支払事業は、農業生産条件の不利な中山間地域の耕作放棄の予防等に対する交付金で、決算額は 1,371 万円でございます。

続きまして、多面的機能支払交付金は、農地・農業用施設等の保全管理活動を支援するための交付金で、決算額は 1,960 万 3 千円でございます。

続きまして、4つ下の機構集積協力金事業は、農地中間管理機構を通して農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対する経営転換協力金等の交付で、決算額は 57 万 6 千円でございます。

次に、21 ページをご覧ください。

「6 八戸飼料穀物コンビナートや冷涼な気候を活かした畜産業の振興」でございます。事業の主なものにつきましては、22 ページをご覧ください。

上から2つ目になります、優良牛受精卵活用促進事業は、高品質な肉用雌牛を利用した受精卵の生産・移植に対する補助で、決算額は 44 万 4 千円でございます。

続きまして、肉用牛地域内一貫生産促進事業は、市内産子牛の導入・保留に要する経費に対する補助で、決算額は 2 万円でございます。

続きまして、畜産関連産業振興事業は、「八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」に基づき、

八戸市を含む八戸地域の畜産の振興及び国内一大基地化の推進のための経費で、決算額は4万9千円でございます。

次に、23ページをご覧ください。

「7 森林環境の整備」でございます。事業の主なものにつきましては、24ページをご覧ください。

除間伐等実施事業は、森林組合が実施する除間伐等に対する補助で、決算額は12万4千円でございます。

続きまして、漆産業振興事業は、漆を計画的に植栽し、不足が懸念される国産漆の安定供給を図るための支援に要する経費で、決算額は66万円でございます。

続きまして、市民の森施設改修等事業は、施設の老朽化に伴う共益施設等の改修及び整備に要する経費で、決算額は3,324万2千円でございます。

続きまして、公有林整備事業は、市民の森不習岳の除間伐作業に要する経費で、決算額は114万4千円でございます。

次に、25ページをご覧ください。

「8 地域資源を活用した可能性の追求」でございますが、事業は、農業新ブランド育成事業となり、再掲のため、ここでは割愛させていただきます。

以上で、資料2の説明を終わります。

続きまして、資料3の説明をさせていただきます。

資料3の1ページをご覧ください。

「1 魅力ある農業経営体の育成」の主な事業でございますが、令和3年度事業報告と内容が重複いたしますので、主なものの事業名と予算額のみを読み上げさせていただきます。

まずは、1ページの上から2つ目、「農業経営者の育成に関する協定」に基づく農業者育成支援は予算額2万円、3つ下がりまして、担い手育成総合支援事業は予算額25万5千円、続きまして、地域農業経営再開復興支援事業は予算額1,159万7千円でございます。

次の農地利用効率化等支援事業は、以前、強い農業・担い手づくり総合支援事業という名前でございました。こちらは、適切な経営再開マスタープランを策定した地域の中心経営体などに対し、農業用機械等の導入を支援するものでございまして、予算額420万5千円でございます。

次に、2ページをご覧ください。

農業近代化資金利子補給補助金は予算額18万2千円、農業経営基盤強化資金利子補給補助金は予算額1万円でございます。

次に、3ページをご覧ください。

「2 地域特性を活かした八戸農業の推進」でございますが、農業新ブランド育成事業は予算額183万7千円、環境保全型農業普及促進事業は予算額559万9千円、経営所得安定対策直接支払推進事業は予算額744万3千円でございます。

次に、4ページをご覧ください。

葉たばこ振興対策事業は予算額74万2千円、特産そば産地形成奨励金事業は予算額500万円、南郷新規作物研究事業は予算額1,516万4千円でございます。

次に、5ページをご覧ください。

上から3つ目、農業講座開催事業は予算額18万2千円、土壌分析・改良事業は植物組織培養事業と合わせて予算額45万7千円でございます。

次に、6ページをご覧ください。

野菜・花きの生産振興に関する調査事業は、予算額378万1千円でございます。

次に、7ページをご覧ください。

「3 発信型農業の促進」でございますが、農業新ブランド育成事業及び「農業経営者の育成に関する協定」に基づく農業者育成支援については再掲でございます。

続きまして、観光農園振興事業は予算額30万円、2つ下の市民農園事業は予算額55万6千円でございます。

次に、8ページをご覧ください。

「4 他産業との連携による新たな価値の創出」でございますが、農業新ブランド育成事業については再掲でございます。

次に、9ページをご覧ください。

「5 持続的な農業生産環境の整備」でございますが、中山間地域等直接支払事業は予算額1,371万円、多面的機能支払交付金は予算額2,105万6千円でございます。

次に、10ページをご覧ください。

「6 八戸飼料穀物コンビナートや冷涼な気候を生かした畜産業の振興」でございます。畜産振興事業は予算額56万円、優良牛受精卵活用促進事業は予算額58万4千円、肉用牛地域内一貫生産促進事業は予算額26万円、畜産関連産業振興事業は予算額247万4千円でございます。

次に、11ページをご覧ください。

「7 森林環境の整備」でございますが、除間伐等実施事業は予算額214万5千円、漆産業振興事業は予算額66万円、市民の森施設改修等事業は予算額1,722万6千円、公有林整備事業は予算額118万1千円でございます。

「8 地域資源を活用した可能性の追求」でございますが、農業新ブランド育成事業については再掲でございます。

以上で、令和4年度事業についての説明を終わります。ありがとうございました。

●会長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました令和3年度の事業報告、令和4年度事業につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

●委員

はい。

●会長

どうぞ。

●委員

よろしいですか、4ページのこの。

●会長

どちらの年度ですか。

●委員

4年度です。

●会長

では令和4年度ですね。

●委員

この4ページの葉たばこ振興対策事業補助金という項目がありますけども、これはかなり縮小されてきているように思うのですが、状況はどうなっているのでしょうか。それが1点と、それから、これは階上かな、八戸ではないかもしれませんが、そばの栽培についてもやめようか、続けようかという話も聞こえたりしていたものですから、この辺もせつかく事業として取り組んでいるわけなので、その辺の状況どうなっているのか教えていただければと。

●会長

はい、では事務局お願いします。

●事務局

葉たばこの生産状況と蕎麦の状況ということで、葉たばこについてはJTが廃作希望を募って、令和4年はさらに減ってしまっていて半分くらいになっています。70件ほどの生産者が残っている。その前は120、130件くらいあったのですが、面積では3割か4割に減っている。大体70町歩くらいですか。1件が1ヘクタールの規模の生産になってしまっていて、そこの空いた畑とかを活用して蕎麦に移ると言っている。蕎麦を作付けしている人もいるので、蕎麦を作付けするための機械を導入するための補助事業を国の対策事業で活用してそちらに進んでというところでして、若干現在南郷地区での蕎麦は増えている状況です。

●委員

安心しました。蕎麦のほうが増えるというのは我々のたばこの代わりは、そういう収益が上げれば上げるほど、国産というかその蕎麦の産地が名産地となっていますから。是非これはそのまま上げていってくれればというふうに思います。ありがとうございます。

●会長

はい。他にいかがでしょうか。

●委員

すいません、もう一度。

●会長

はい、どうぞ。お願いします。

●委員

水稻栽培ですけども、私も農家に生まれたんですけども、水が無くても畑で育てるお米があったと思うんですけども。バイオエネルギーに転換していく方向性かなと見ていると言うとおかしいんですけども。アルコールですね。お米をバイオエネルギーに変えていくということなんですけども。水田でなくても、空いていると言ったらおかしいんですけども、そう

いった土地の活用もあるかなと思っておりました。

本当に日本の自給率を 100%でも足りないくらい、これから世界の情勢を見ると、100%以上プランターでも育てなければいけないという認識を持っております。東日本大震災の時に、私は近くのユニバースで買い物、他でも買い物をさせていただいておりますけども、どんなにお金を持っていたとしても、棚に何一つ無くなった状況を目の当たりにいたしました。これから起こり得る可能性があると思っていますので、自分事として戦争というか、それを見ておりましたけども。他の委員さんに便乗させていただくのですが、日本の自給率を今、今が未来を作っていくので、すぐに行動を起こしていかないと間に合わないと思っています。すいません、ありがとうございます。

●会長

はい、ありがとうございます。特に事務局からよろしいですか。そういうつもりでやってくださいということです。

●事務局

はい。

●会長

他にいかがでしょうか。どうぞ。

●委員

すみません。令和3年度の事業報告についての中に、令和4年度もそうですが、発信型農業の促進の中に、ブランド力の、14ページの欄です。令和3年度の事業報告が14ページ、こちらの中にミニトマトについてもブランド力の向上を努めるという文言が見えるのですが、予算の主な事業のところ、トマトの記載が無いので、予算は特に付けてないということでしょうか。

●事務局

特産野菜ということで、苺を今特化してやっていて、ミニトマトはその後の後継の候補として考えております。

●委員

ということはまだ具体的に予算を付けて事業を推進しているというわけではないと。それも令和4年度の事業についても、同様だということですか。

●事務局

そうですね。追加できる可能性はあるんですけど、今は苺ですね。

●委員

分かりました。

●会長

他にいかがでしょうか。

では私の方から1つ。令和3年の事業報告の5ページのところで、先ほどのお話と被るのですが、八戸学院大学の締結した農業経営者育成支援及び新たな農業経営手法の研究、決算額は事業費で対応と。これまでずっとこういうふうになっていたのが、金額はいくらだったのかなというふうに聞かずに、恐らくかなりのお金を八戸学院大学に出しているのかなと思

っていましたら、令和4年度のほうは何故か金額が出ていて、2万円となっています。私は200万円の間違いじゃないかなと思ったのですが、2万円で大したことできるのかできないのか分かりませんが、これはどんなふうな2万円という金額になっているんでしょうかね。

●事務局

通常の消耗品とか、センターで使う消耗品の中でやりくりして活動をしていましたので、特に具体的に特別予算とっているわけではないので、こういう令和3年度は状況となったのですけれども。令和4年度は同じ考え方だったのですけれども、この2万円が会場を借りて今年度は何かやろうという話になったので、会場費を特別取ったのでその金額だけお伝えさせていただいたという流れでございます。

●会長

例えば、ざっくばらんに聞きますけど、大学の教員が講演とか講義とか、いろんな指導する時の費用というのは、別立てで支払われているのですか。

●事務局

そうです。過去にはそういう費用についてとか行使されているという時はあった時はあるというのを。

●委員

そうですね。

●会長

今まではタダ働きになっているということですか。簡単に言えば。

●事務局

はい、そうですね。

●会長

その辺も少し考えて。

●委員

ただ、今年度に関しましては、特に私たちに負担はなくて、要は地域の方々と協力していただきながら、私たちは学生を連れて行って教育をさせてもらうという、それだけです。私たちの負担は特にはないです。

●会長

立派な考えだと思うのですが、時間を取るとかいろいろな指導をするとか、学生の教育の一環だと言えばその通りだと思いますが、普通はあまりないのかと思います。余計なことですが、少し2万円という予算はどうかと少し心配になりました。

●事務局

今後、話合いの中でまた。

●委員

予算が必要な時は宜しくお願いします。

●事務局

今は少し研究費の中でやっていた部分も結構あると思うので、そこも含めて検討したいと

思います。

●会長

分かりました。少し中身を十分検討しながら聞いているので、ひょっとすると何千万か知っているのかもしれない。

●委員

分かりました。

●会長

他にいかがでしょうか。

ありがとうございました。

特にないようでしたら、一応、了承して頂いたということで、それでは今後のスケジュール等について事務局から連絡事項があります。

●事務局

事務局より、今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。

今後のスケジュールでございますが、本日のご意見を反映させた計画案を来月 12 月上旬から来年 1 月上旬の約 1 カ月間でパブリックコメントを実施する予定としております。

また、その後、1 月下旬には、第 2 回目の総合農政審議会を開催し、答申を行いたいと考えてございます。

第 2 回目の総合農政審議会の日程調整につきましては、また改めて委員の皆様へご連絡を申し上げます。

以上でございます。

●会長

はい、ありがとうございました。次回この審議会で、答申を皆様のほうから承認していただいた後、市長に答申するという流れになります。

皆様のほうから特にないようでしたら、以上をもちまして、審議会を終了いたします。委員の皆様には、今後ともご協力を賜ることになりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

●司会

皆様お疲れ様でした。本日はどうもありがとうございました。委員の皆様からお預かりしていました駐車券の割引処理が済んでおりますので、まだ受け取っていない方は忘れずにお受け取りください。